

厚生労働省「ものづくりマイスター」のご案内（別冊） ものづくりマイスターの認定を希望される方へ

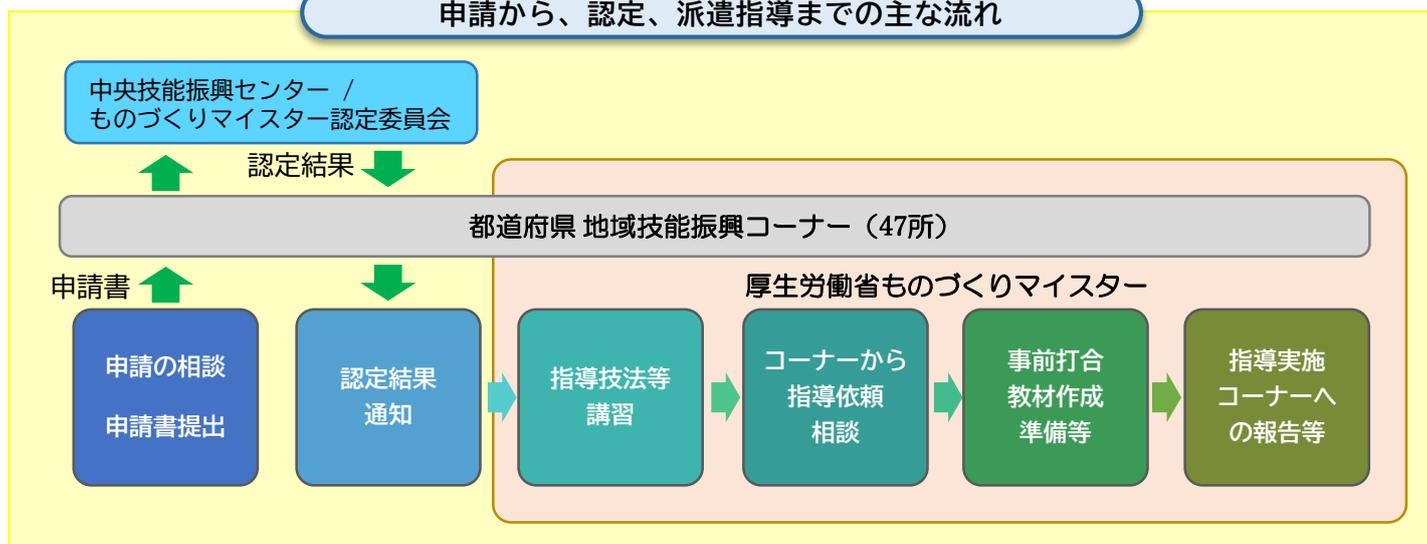
◆ まずは、お近くの地域技能振興コーナーにご相談ください

地域技能振興コーナーはこちらから（厚生労働省 ものづくりマイスターデータベース）

>>> <https://monozukuri-meister.mhlw.go.jp/mm/mm/contents/corner/>



申請から、認定、派遣指導までの主な流れ



【申請に必要な様式（データ）】（8ページもご覧ください）

都道府県の地域技能振興コーナー（以下「コーナー」という。）にございます。お手数ですが、在職者の方は事業所所在地、在職者でない方は居住地のコーナーへ、申請をご希望の旨をお伝えください（全国のコーナー連絡先はQRコードから、または「パンフレット本編（厚生労働省「ものづくりマイスターのご案内）」の6ページをご覧ください）。

【ものづくりマイスターの認定について】

- 認定は年間2～5回程度を予定しております。申請の受付期間等スケジュールにつきましては、コーナーにご確認ください。
- コーナーではお話を伺い、認定基準等を基に確認等をさせていただいた上で、申請書類の書き方等をご説明し、申請の準備をお願いしております。
- コーナーでは申請書類を受付、中央技能振興センター（以下「センター」という。）に提出し、センターから「ものづくりマイスター認定委員会」に諮ります。認定委員会の審査結果に基づき、センターにおいてものづくりマイスターの認定・登録をいたします。
- 認定の結果は、センターからコーナーを通じてお知らせします。

【厚生労働省 ものづくりマイスターデータベース】

<https://monozukuri-meister.mhlw.go.jp/>



認定者のお名前やプロフィール、指導内容等が掲載されます。令和4年度から新たに認定された方のプロフィールは、データベースの新制度への切替作業を行うため、掲載に時間がかかる見込みです。その間は認定者名簿での公表となりますことをご了承ください。

提出された個人情報については、個人情報保護法に基づき、適切に保管・管理いたします。

ご不明な点は、各コーナーにお問合せください。

◆ものづくりマイスター認定の要件について

認定を希望される方は、各区分の認定基準により、ご自身が該当するかご確認ください。

■ものづくりマイスター（〇〇職種）の認定基準

（令和4年10月1日改定 厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領から抜粋）

ものづくりマイスターは、次の①から④までのすべての要件を満たす者とする。

① 次のアからキまでのいずれかに該当すること。

ア 別表第1の左欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）の特級、1級又は単一等級の技能士

イ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、別表第1の右欄に掲げるものにおける成績優秀者（銅賞以上）

ウ 高度熟練技能者のうち認定対象職種に該当するもの（高度熟練技能者…長年の経験と工夫を重ねることにより培われた優れた熟練技能を活かし、先端医療用の精密測定機器の組立てや自動車の試作エンジン部品の加工に携わるなど、世界に誇る日本のものづくりの発展を担ってきた方々であり、厚生労働省が平成10年度～平成21年度に認定）

エ 卓越した技能者（現代の名工）のうち認定対象職種に該当するもの

オ 都道府県又は管内の地方自治体が行う熟練技能者表彰・認定制度のうち、被表彰者が技能検定1級又は単一等級と同等以上の技能を有している旨を都道府県が認定したものにより表彰・認定を受けた者であって、認定対象職種に該当するもの

カ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により、1級又は単一等級の技能検定の実技試験の免除を受けることができる者のうち認定対象職種に該当するもの

キ 別表第2の左欄各号に掲げる職種について、右欄に掲げる要件に該当する者

② 認定対象職種に関する実務経験が、認定基準に定める資格取得、入賞、表彰、認定等の時点から5年以上あること。

経過措置

令和5年度までの認定申請については、経過措置として、認定要件となる資格を取得している上で、②の要件に代えて、ものづくりマイスターは実務経験年数15年以上での申請も可能とします。

（実務経験の起算点は入職後、認定対象職種に就いた時点となります。）

ただし、指導経験年数など、新認定基準による要件を満たしていない場合、認定されないこともありますのでご注意ください。

③ 認定対象職種に関する実技指導経験が、認定基準に定める資格取得、入賞、表彰、認定等の時点から3年以上あること。（②の実務経験期間と重複して構わない。）

ただし、職業訓練指導員免許保持者については、実技指導経験要件を免除する。

④ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること。

○ また、DX技術を用いない改善指導の役割の付加を希望する者は、「改善活動等実績申告書」（認定申請書別紙3）を提出することとする。その内容が要件を満たしている者については、HP上で改善指導が可能なものづくりマイスターとしてアピールポイントを掲載する。

なお、特級技能士のうち希望する者については、DX技術を用いない改善指導の役割を付加する。

■ ものづくりマイスター（〇〇職種+DX）の認定基準

（令和4年10月1日改定 厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領から抜粋）

ものづくりマイスターの認定基準を満たしている者のうち、DX技術を活用した改善指導に関する役割の付加を希望する者については、「DX技術・知識等に関する申告書」（認定申請書別紙2）及び「改善活動等実績申告書」（認定申請書別紙3）を提出することとし、その内容が要件を満たしている者について、ものづくりマイスター（+DX）として認定する。

また、特級技能士で、ものづくりマイスター（+DX）の認定を希望する者については、「改善活動等実績申告書」（認定申請書別紙3）の提出を免除する。（「DX技術・知識等に関する申告書」（認定申請書別紙2）の提出は必要）

別表第1

ものづくりマイスター 認定対象職種

ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種（33職種）
(1) 造園	造園
(2) さく井	
(3) 金属溶解	
(4) 鋳造	
(5) 鍛造	
(6) 金属熱処理	
(7) 粉末冶金	
(8) 機械加工	精密機器組立て
	旋盤
	フライス盤
(9) 放電加工	
(10) 金型製作	
(11) 金属プレス加工	
(12) 鉄工	構造物鉄工
(13) 建築板金	
(14) 工場板金	自動車板金
	曲げ板金
(15) めっき	
(16) アルミニウム陽極酸化処理	
(17) 溶射	
(18) 金属ばね製造	
(19) ロープ加工	
(20) 仕上げ	機械組立て
	抜き型
(21) 切削工具研削	
(22) 機械検査	
(23) ダイカスト	
(24) 機械保全	
(25) 電子回路接続	
(26) 電子機器組立て	電子機器組立て
(27) 電気機器組立て	工場電気設備
(28) 半導体製品製造	
(29) プリント配線板製造	
(30) 自動販売機調整	
(31) 産業車両整備	
(32) 鉄道車両製造・整備	
(33) 光学機器製造	

ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種（33職種）
(34) 複写機組立て	
(35) 内燃機関組立て	
(36) 空気圧装置組立て	
(37) 油圧装置調整	
(38) 縫製機械整備	
(39) 建設機械整備	
(40) 農業機械整備	
(41) 冷凍空気調和機器施工	冷凍空調技術
(42) 染色	
(43) ニット製品製造	
(44) 婦人子供服製造	洋裁
(45) 紳士服製造	
(46) 和裁	和裁
(47) 寝具製作	
(48) 帆布製品製造	
(49) 布はく縫製	
(50) 機械木工	
(51) 木型製作	木型
(52) 家具製作	家具
(53) 建具製作	建具
(54) 紙器・段ボール箱製造	
(55) プリプレス	
(56) 印刷	
(57) 製本	
(58) プラスチック成形	
(59) 強化プラスチック成形	
(60) 陶磁器製造	
(61) 石材施工	石工
(62) パン製造	
(63) 菓子製造	洋菓子製造
(64) 製麺	
(65) ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
(66) 水産練り製品製造	
(67) みそ製造	
(68) 酒造	
(69) 情報配線施工	情報ネットワーク施工
(70) 建築大工	建築大工
(71) 枠組壁建築	
(72) かわらぶき	
(73) とび	とび
(74) 左官	左官
(75) 築炉	
(76) ブロック建築	
(77) エーエルシーパネル施工	
(78) タイル張り	タイル張り
(79) 畳製作	
(80) 配管	配管
(81) 厨房設備施工	

ものづくりマイスター 認定職種名	技能五輪全国大会の競技職種（33職種）
(82) 型枠施工	
(83) 鉄筋施工	
(84) コンクリート圧送施工	
(85) 防水施工	
(86) 樹脂接着剤注入施工	
(87) 内装仕上げ施工	
(88) 熱絶縁施工	
(89) カーテンウォール施工	
(90) サッシ施工	
(91) 自動ドア施工	
(92) バルコニー施工	
(93) ガラス施工	
(94) ウェルポイント施工	
(95) テクニカルイラストレーション	
(96) 機械・プラント製図	機械製図
(97) 電気製図	
(98) 金属材料試験	
(99) 貴金属装身具製作	貴金属装身具
(100) 印章彫刻	
(101) 表装	
(102) 塗装	
(103) 路面標示施工	
(104) 広告美術仕上げ	
(105) 義肢・装具製作	
(106) メカトロニクス	メカトロニクス
(107) 電気溶接	電気溶接
(108) 電工	電工
(109) 自動車工	自動車工
(110) 車体塗装	車体塗装
(112) 時計修理	時計修理

※「(111) ITネットワークシステム管理」は、H29年度にITマスター職種(当時)へ移行したため、表中から削除された(コードは欠番)。

別表第2

ものづくりマイスター 認定対象要件

ものづくりマイスター 認定職種名	要件
(107) 電気溶接	<p>(一般社団法人)日本溶接協会が実施する全国溶接技術競技会の成績優秀者(優秀賞まで)</p> <p>(一般社団法人)軽金属溶接協会が実施する全国軽金属溶接技術競技会の成績優秀者(第1種~第3種の競技種目いずれかの準優勝まで)</p>
(108) 電工	電気工事士法(昭和35年法律第139号)の規定による第一種電気工事士免状の交付を受けた、電気機器組立て職種の特級又は一級の技能士であること
(109) 自動車工	自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)の規定による一級小型自動車整備士であること

■ ものづくりマイスター（IT部門：〇〇職種）の認定基準

（令和4年10月1日改定 厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領から抜粋）

ものづくりマイスター（IT部門）は、別表第3（以下「認定対象職種」という。）ごとに、次の①から④までのすべてに該当すること。

① 以下のいずれかに該当する者（認定対象職種ごとの認定基準に該当する資格は、別表第4を参照）。

ア 技能検定（ウェブデザイン）1級

イ ITSS※のスキル習熟度レベル4以上に相当する情報技術関連の資格を有すること。

ウ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、ITネットワークシステム、ウェブデザインの成績優秀者（銅賞以上）

エ 技能五輪国際大会の競技職種のうち、業務用ITソフトウェア・ソリューションズ、ウェブデザイン、ITネットワークシステム管理、グラフィックデザイン、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティ、モバイルアプリケーション開発、3Dデジタルゲームアートの成績優秀者（敢闘賞以上）であること。

② 認定対象職種に関する実務経験が、認定基準に定める資格取得、入賞等の時点から3年以上あること。

経過措置

令和5年度までの認定申請については、経過措置として、認定要件となる資格を取得している上で、②の要件に代えて、ものづくりマイスター（IT部門：〇〇職種）は実務経験年数7年以上（修士課程修了者は5年以上）での申請も可能とします。

（実務経験の起算点は入職後、認定対象職種に就いた時点となります。）

ただし、指導経験年数など、新認定基準による要件を満たしていない場合、認定されないこともありますのでご注意ください。

③ 認定対象職種に関する実技指導経験が、認定基準に定める資格取得、入賞等の時点から3年以上あること（②の実務経験期間と重複して構わない）。

ただし、職業訓練指導員免許保持者については、実技指導経験要件を免除する。

④ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある者。

※ ITSS（ITスキル標準）：経済産業省が定めている個人のIT関連能力を職種や専門分野ごとに明確化・体系化し IT人材に求められるスキルやキャリア（職業）を示した指標。

別表第3

ものづくりマイスター（IT部門） 認定対象職種

ものづくりマイスター（IT部門） 認定対象職種名	技能検定職種 （1職種）	技能五輪全国大会又は技能五輪国際大会の 競技職種（8職種）
(1) ウェブデザイン	ウェブデザイン	ウェブデザイン
(2) ITネットワークシステム管理		ITネットワークシステム管理
(3) グラフィックデザイン		グラフィックデザイン
(4) 業務用ITソフトウェア・ソリューションズ（旧オフィスソフトウェア・ソリューション）		業務用ITソフトウェア・ソリューションズ
(5) ロボットソフト組込		無
(6) クラウドコンピューティング		クラウドコンピューティング
(7) サイバーセキュリティ		サイバーセキュリティ
(8) モバイルアプリケーション開発		モバイルアプリケーション開発
(9) 3Dデジタルゲームアート		3Dデジタルゲームアート
(10) AI・機械学習		無
(11) データサイエンス(ビッグデータ)		無

別表第4

ものづくりマイスター（IT部門） 職種別主な関連資格

※原則としてITSS レベル4相当又は高度IT人材と認められる試験合格者、認定等保有者とする。

職種名	資格	更新制度
(1) ウェブデザイン	技能検定ウェブデザイン1級(NSPC)	無
(2) ITネットワークシステム管理	情報処理技術者試験情報セキュリティスペシャリスト試験(IPA)	無
	情報処理技術者試験情報データベーススペシャリスト試験(IPA)	無
	情報処理技術者試験情報ネットワークスペシャリスト試験(IPA)	無
	CCIE Enterprise Infrastructure(Cisco)	有(3年)※
	CCIE Security(Cisco)	有(3年)※
	CCIE Collaboration(Cisco)	有(3年)※
	CCIE Data Center(Cisco)	有(3年)※
(3) グラフィックデザイン	DTPエキスパート(JAGAT)及び ★実務経歴書及びポートフォリオ(作品データ集)による審査有	有(2年)※
	情報処理技術者試験情報データベーススペシャリスト試験(IPA)	無
(4) 業務用ITソフトウェア・ソリューションズ(旧オフィスソフトウェア・ソリューション)	情報処理技術者試験情報プロジェクトマネージャ試験(IPA)	無
	情報処理技術者試験情報システムアーキテクト試験(IPA)	無
	IT検証技術者レベル4(日本科学技術連盟)以上(IVIA)	無
	ソフトウェア品質技術者資格中級(JCSQE)	無
	情報処理技術者試験エンベデッドシステムスペシャリスト試験(IPA)	無
(5) ロボットソフト組込	AWS認定professional以上(Amazon)	有(3年)※
	Google Cloud 認定 プロフェッショナル認定以上(Google Cloud)	有(2年)※
	Microsoft Azure Expert認定以上(Microsoft)	有(1年)※
(7) サイバーセキュリティ	情報処理技術者試験情報セキュリティスペシャリスト試験(IPA)	無
	情報処理安全確保支援士試験情報処理安全確保支援士(IPA)	有(3年)※
	Microsoftセキュリティエンジニア Expert認定以上(Microsoft)	有(1年)※
	CISSP(Certified Information Systems Security Professional) ((ISC) ²)	有(3年)※
	CCIE Security(Cisco)	有(3年)※
(8) モバイルアプリケーション開発	情報処理技術者試験エンベデッドシステムスペシャリスト試験(IPA)	無
	情報処理技術者試験情報システムアーキテクト試験(IPA)	無
	IT検証技術者レベル4(日本科学技術連盟)以上(IVIA)	無
	ソフトウェア品質技術者資格中級(JCSQE)	無

職種名	資格	更新制度
(9) 3Dデジタルゲーム アート	CGクリエイター検定 及び★	無
	CGエンジニア検定 及び★	無
	画像処理エンジニア検定 及び★	無
	マルチメディア検定 及び★	無
	CG-ART協会による各試験のエキスパート以上、2つ以上のエキスパート保持者(CG-ARTSマイスター認定) 及び★	無
	★について 実務経歴書及びポートフォリオ(作品データ集)による審査有	-
(10) AI・機械学習	Microsoft AIエンジニア Expert認定以上(Microsoft)	有(1年)※
	E検定(日本ディープラーニング協会)	有(2年)※
	AI実装検定・S級(AIEO)	無
	Professional Data Engineer(google)	有(2年)※
	AWS Certified Machine Learning(Amazon)	有(3年)※
(11) データサイエンス (ビッグデータ)	Microsoft認定試験データサイエンティストエキスパートレベル以上	有(1年)※
	統計検定データサイエンス試験エキスパート	無

★の実務経歴書及びポートフォリオは、本人が個人又はチームで作成したプロジェクトやデータなど具体的な内容が分かるものをまとめて提出することとする。
(参考資料1及び参考資料2を参照のうえ作成すること。)

※ 更新制度がある認定、検定試験のため、各認定試験等の期限が有効期限内であることとする。(これらの資格は令和4年10月現在の内容です。資格は変更等が生じることがあります。申請に当たっては、必ず最新の内容をご確認いただきますようお願いいたします。)

◆ものづくりマイスターの認定申請書(様式)について

ものづくりマイスターの申請には、次の様式に記入いただく必要があります。

- 「認定申請書(様式第1号)」(ものマイ・+DX共通)
- 「認定申請書(様式第2号)」(IT部門)
- 「指導経歴記録書(認定申請書別紙1)」(3区分共通)
- 「DX技術・知識等に関する申告書(認定申請書別紙2)」(+DX)
- 「改善活動等実績申告書(認定申請書別紙3)」(+DX) ((DXを用いない)改善指導ができるものづくりマイスター用)
- 業務経歴書(参考資料1) (IT部門:グラフィックデザイン職種) (IT部門:3Dデジタルゲームアート職種)
- 審査用ポートフォリオ(参考資料2) (IT部門:グラフィックデザイン職種) (IT部門:3Dデジタルゲームアート職種)

・各申請書の記入見本はこちらのウェブサイトからご覧いただけます。

※厚生労働省 ものづくりマイスターデータベース

>>> <https://monozukuri-meister.mhlw.go.jp/mm/mm/contents/boshu/index.html>



・記入用の申請書類(電子データ)の様式は、コーナーでご説明の上お渡ししております。